

# 下原育成会・会則

## 第一章 総 則

第一条 本会は下原自治会傘下の組織であり、「下原育成会」と称する。

又、地域範囲は下原地区とし、活動拠点を自治会館におく。

第二条 本会は、会員相互の地域活動を通じて、会員の「社会性を身につける」ことや、「自然の中で楽しみ、自然を学ぶ」こと等を対象として育成を目的とする。

## 第二章 会 員

第三条 本会の会員は小学校児童と、その保護者を以って構成する。

第四条 会員資格は原則として、下原地区内に居住している期間有効とし、転出した時点で失効する。

## 第三章 会 費

第五条 本会の会費は下記の通りとし、その期間は4月1日から翌年の3月31日とする。

- [1] 小学生会員一人当たりの月額会費を200円とし、年額2400円とする。
- [2] 同一世帯に3人以上の会員がいる場合には、3人目から月額100円とする。
- [3] 転居等により会員資格を失効した場合には、納入済み残金を還付する。

## 第四章 運 営 費

第六条 本会は運営費として下記を充てる。

- [1] 基本的な収入源は会費とする。
- [2] その他の収入源として、預金利子、自治会補助金、寄付金、廃品回収収益金、及びその報奨金等。

## 第五章 役 員

第七条 本会は下記の執行部役員、及び各班からの班長1名とする。また、必要に応じて名誉顧問をおくことができる。

顧問	1名、	名誉顧問	若干名
会長	1名、	副会長	8名程度
会計	1名（副会長1名が兼務する）、	会計監査	2名

第八条 執行部役員は会員と役員経験者の互選により選出することとし、顧問は原則として前年度の会長があたる。

又、班長は各班の会員の保護者で順次持ち回りとする。

第九条 役員は大人が当たり、役員の任期は4月1日より、翌年の3月31日までとする。

## 第六章 役員 の 任 務

第十条 本会の役員の仕事は、次のことを主に担う。

尚、役員は無償のボランティア活動としてその任に当たる。

- [1] 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- [2] 副会長及び会計は、会長を補佐し会長と連絡をとり会務を代行する。
- [3] 会計は、会計事務の一切を担い、総会に於いて会計報告を行う。
- [4] 会計監査は、会計の監査を行い、総会に於いてその結果を報告する。
- [5] 班長は、班内をまとめ、班の代表者として執行部に意見反映を行うとともに、会務運営の推進者として当たる。又、会費徴収の任に当たる。
- [6] 顧問は、会長経験を本会へ伝承させ、さらに発展させるよう図る。

## 第七章 機 関

第十一条 本会は下記の機関をおく。

- [1] 総会
- [2] 執行部会 （会長・副会長・顧問）
- [3] 役員会 （執行部役員・班長）

第十二条 各会の役割・内容は下記のとおりとする。

[1] 総会

- ◆総会は、最高の決議機関とし、原則として年1回（通常3月）会長が招集する。
- ◆総会は、全会員の出席を原則とし、総会成立は、班長以上の出席者3分の2以上とする。
- ◆議題決議に当たっては、総会出席者の過半数の同意を以て成立する。
- ◆総会の主要議題は、次のとおりとする。

事業報告、及び会計報告・会計監査報告

役員改選

次年度の事業計画・会計予算の提案と、審議決定

その他 必要事項

- [2] 執行部会は、必要に応じ議題発起人が招集し、本会の目的に添った活動の立案を図る。
- [3] 役員会は、会長が招集し、執行部会で立案した事項を基にして、実行レベルの具現化した事項に決議する。
- [4] 各会の決議事項は、必要に応じ議事録に留め、会長はこれを保管するとともに、会員への展開を図る。

## 第八章 慶弔金等

第十三条 慶弔金等については下記に定める。

- [1] 会員児童が死亡した時 金 10,000円
- [2] 会員父母が死亡した時 金 5,000円
- [3] 会員の火災などの見舞金 金 5,000円
- [4] その他、特別事項については執行部会で決定する。

## 付則

- [1] 本会則は、2002年4月1日から適用する。
- [2] 会則の改訂は、会員からの要請を執行部会が受け、吟味し改訂内容をその年度末の総会に図り決議する。
- [3] 「中学生・小学生以下の幼児」本会への参加については、特別な規定は設けない。  
但し、幼児の安全上の責任者は、保護者とする。
- [4] 会則の一部改訂2013年4月7日

以 上